様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２５年　１月２８日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ながのけんじょうほうさーびすしんこうきょうかい  一般事業主の氏名又は名称　一般社団法人長野県情報サービス振興協会  （ふりがな）かんざわ　えいじ  （法人の場合）代表者の氏名　神澤　鋭二  住所　〒３８０－０９３６  長野県長野市岡田１２４－１　長水建設会館内  法人番号　3100005007754  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＮＩＳＡホームページ　ＮＩＳＡビジョン・ＤＸ戦略 | | 公表日 | ２０２５年　１月　７日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：ＮＩＳＡホームページに掲載  公表場所：<https://www.nisa.or.jp/vision.html>  記載箇所：　ＮＩＳＡビジョン、ＮＩＳＡビジョン策定の背景と目的 | | 記載内容抜粋 | （ＮＩＳＡビジョン）　 当協会は、先進技術の調査研究、情報サービス産業と他産業との連携強化、人材育成等を通じ、県内情報サービス産業の健全な発展を図るとともに、産業の情報化と共創・伴走支援を推進することで、長野県産業のDX化に貢献します。  （ＮＩＳＡビジョン策定の背景）  「DX時代に相応しい県内情報サービス産業の発展と地域社会の活性化の実現」に向けて、当協会員の持つ先進的な情報技術と会員情報・データなどを活用して、当協会自らがＤＸを推進し業務の高度化・効率化を図るとともに、現状にとらわれない広い視野と高い視点を持ち、長野県及び様々な支援機関と協力して、ＮＩＳＡ会員一丸となって、新たな価値創造を目指していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | NISA2024年4月17日理事会にて決議しホームページに掲載した。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＮＩＳＡホームページ　ＮＩＳＡビジョン・ＤＸ戦略 | | 公表日 | ２０２５年　１月　７日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：ＮＩＳＡホームページに掲載  公表場所：<https://www.nisa.or.jp/vision.html>  記載箇所：ＤＸ推進戦略 | | 記載内容抜粋 | 1. 県内企業・NISA会員のＤＸ実現に向けた共創・伴走支援を他機関との連携により推進する。 2. ＤＸ活用による事業開発の推進並びに各企業の事業開発支援 3. 新たな事業の創出や事業拡大へ貢献する新技術の周知活動の展開 4. NISA会員及び県内企業のデジタル人材、プロジェクトマネジメント人材の育成 5. ＤＸ推進・共創に寄与する情報発信・セミナー企画の推進 6. デジタル化とデータ活用により協会業務の効率化を推進する。 7. デジタル技術の活用によるNISA会員及び県内企業への提供サービスの向上    1. 他の支援機関における事例やツールをメルマガやＨＰにて紹介。特に地域ＤＸラボとの連携を強化し最新テクノロジの取り込みやＤＸセレクション企業の紹介研究を継続的に実施する。    2. 会員情報データベースの拡充を図り外部からの問い合わせ及び照会に迅速に回答できるようにする。また、県内各企業様に最適な支援を提供できる会員を迅速に紹介できるレベルを目指す。 8. NISA会員情報・データの充実・利活用を通じた協会業務の効率化と各種施策実現に向けた支援の強化    1. 生成ＡＩ（ChatーGPT、CoPilot等）を活用し業務の高度化を図る。   （議事録作成・発信文書の推敲・NISANEWSの  校　正等）   * 1. 会員情報データベースの拡充を図り各種施策実現に向けた支援の強化を行う。   （補足）  　デジタル化とデータ活用により、協会業務の高度化・効率化を進めるとともに、「DX活用による事業開発の推進並びに各企業の事業開発支援」、「新たな事業の創出や事業拡大へ貢献する新技術の周知活動の展開」、「NISA会員及び県内企業のデジタル人材、プロジェクトマネジメント人材の育成」、「DX推進・共創に寄与する情報発信・セミナー企画の推進」を推し進め、情報技術を活用した新たな価値の創造を、NISA会員と一緒になって進めていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | NISA2024年4月17日理事会並びに2024年12月4日理事会にて決議しホームページに掲載した。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ＤＸ推進戦略 | | 記載内容抜粋 | ＤＸ推進戦略は、ＮＩＳＡ会員から組織する各委員会が中心となって推進する。  ・ＤＸ活用による事業開発の推進並びに各企業の試行開発支援　「事業開発委員会」  ・新たな事業の創出や事業拡大へ貢献する新技術の周知活動の展開　「技術開発委員会」  ・NISA会員及び県内企業のデジタル人材、プロジェクトマネジメント人材の育成　「人材開発委員会」  ・ＤＸ推進・共創に寄与する情報発信・セミナー企画の推進対　「外交流委員会」  ・デジタル化とデータ活用により協会業務の効率化を推進する。「総務・事務局」  上記のＤＸ推進戦略は、ＮＩＳＡ会員から組織する各委員会が中心となって推進するとともに、ＤＸ推進の前提となる情報管理・情報セキュリティ対策への研修を行う等、当協会での人事育成に努めます。  特にＤＸリテラシー標準を意識した職員への教育およびデジタルスキル標準を活用した。ビジネスアーキテクトの育成を進めていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 2026年度に向けた指標 | | 記載内容抜粋 | （ＩＴシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策について）  ・情報発信、情報共有のための環境整備  　NISA会員及び県内企業へのタイムリーな情報発信、NISA会員間での情報共有を円滑に進めるために、NISA-NETの運営、HP活用、クラウドサービス利用などの環境整備を継続して進めていきます。  ・コミュニケーションツールの整備  　オンラインでのセミナー・講習会の開催やWeb会議の環境整備を継続する他、今後もDX推進に有効なコミュニケーションツールの積極的な導入を図っていきます。  ・業務効率化の推進  　情報セキュリティの強化を図ると共に、協会内業務の効率化、情報管理の一元化とデータの活用に寄与するIT化投資の検討を進めていきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＮＩＳＡホームページ　ＮＩＳＡビジョン・ＤＸ戦略 | | 公表日 | ２０２５年　１月　７日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：ＮＩＳＡホームページに掲載  公表場所：<https://www.nisa.or.jp/vision.html>  記載箇所：2026年度に向けた指標 | | 記載内容抜粋 | ・各委員会の事業計画に対する取り組みの進捗度  ・セミナー・研修会、イベントの開催数　（年間12件以上）  ・当協会のＤＸ認定企業数　（2026年度末6社以上）  ・事務局、総務委員会の事業計画及びITシステム・デジタル技術活用環境の整備に対する進捗度 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２５年　１月２０日 | | 発信方法 | ホームページ  （https://www.nisa.or.jp/outline\_aisatsu.html） | | 発信内容 | 会長あいさつ　「DX時代を切り拓く情報サービス産業の進化と挑戦」 　”当協会でも昨年策定した「NISAビジョン」、「DX推進戦略」に基づき、これらの県内連携事業をはじめ、セミナー・講演会の開催、人材開発事業など、様々な取り組みを進めています。今年もNISA会員企業の皆様とともにこれらの活動に積極的に挑戦していきたいと考えておりますので、引き続きご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。” |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年　３月頃　～　継続実施 | | 実施内容 | [DX推進指標による自己分析を実施]  ＊自己診断フォーマット提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年１０月頃　～継続実施 | | 実施内容 | SECURITYACTION　2つ星宣言　自己宣言ID：40314211511  情報セキュリティ基本方針の制定（2023年10月2日制定） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。